

交 規 第 7 5 9 号
令 和 3 年 3 月 3 0 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に関する道路使用許可の審査上の着眼点等について

昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に鑑み、同感染症の影響を受ける沿道飲食店等を支援するため、沿道飲食店等の路上利用（沿道の飲食店等がテイクアウト販売やテラスにおける飲食提供等のための施設を路上に設置することをいう。以下同じ。）については、これまで、道路管理者において道路占用許可の特例措置（以下「特例措置」という。）が講じられているところである。

また、施行された道路法等の一部を改正する法律（令和2年法律第31号）により、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保及び地域の活力の創造に資することを目的として、歩行者の滞留の用に供する部分を確保するとともに、食事施設等の歩行者利便増進施設等の適切かつ計画的な設置を誘導することが特に必要と認められる場合には、道路管理者はその管理する道路のうち区間を定めて「歩行者利便増進道路」として指定するとともに、歩行者利便増進施設等の適切かつ計画的な設置を誘導するため、歩行者利便増進道路の区域の一部を「利便増進誘導区域」として指定し、利便増進誘導区域内における歩行者利便増進施設等の設置については道路占用許可の特例を適用することができる制度（以下「新制度」という。）が創設された。

この点、現下の新型コロナウイルス感染症の感染状況及び新制度の趣旨を踏まえ、特例措置の更なる活用や特例措置から円滑に新制度へ移行するよう取り組むことに加え、沿道飲食店等の路上利用に係る道路使用許可の申請に当たっての確認事項の明確化、道路使用許可の申請と道路占用許可の申請のオンラインによる一括受付等により、沿道飲食店等の路上利用を積極的かつ継続的に支援していくべきとの指摘がなされている。

これまで、本県警察においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける沿道飲食店等を支援するため、特例措置を活用した沿道飲食店等の路上利用に係る道路使用許可について、その手続の簡素化、道路管理者と連携した事前調整の円滑化、道路使用許可申請と道路占用許可申請の一括受付の実施等に取り組んでいるところであるが、上記の指摘を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に関する道路使用許可の審査上の着眼点等について」（令和3年2月22日付け交規第671号。以下「旧通達」という。）において、特例措置を活用した沿道飲食店等の路上利用及び新制度における沿道飲食店等の路上利用に係る道路使用許可の申請に当たり、

申請者に自ら確認してもらう事項（以下「確認事項」という。）、道路使用許可の申請と道路占用許可の申請のオンラインによる一括受付の実施に向けて取り組むべき事項等を示していたところである。

今般、特例措置の期間が延長されたことを踏まえ、下記のとおり、所要の改正を行うとともに、旧通達を廃止することとしたので、引き続き、交通規制課及び道路使用許可を取り扱う警察署等においては、前期「特例措置」及び「新制度」の内容を十分に理解した上で、道路使用許可の申請者等に対し、確認事項等について積極的に周知するとともに、これまで以上に道路管理者等の関係機関と緊密に連携し、必要な取組を適切に推進されたい。

なお、本通達の内容については、警察庁において国土交通省道路局及び総務省消防庁と協議済みである。

記

1 沿道飲食店等の路上利用に係る道路使用許可の申請に当たっての確認事項等

(1) 特例措置を活用した沿道飲食店等の路上利用に係る道路使用許可の申請に当たっての確認事項

別添1のとおりとする。

(2) 新制度における沿道飲食店等の路上利用に係る道路使用許可の申請に当たっての確認事項

別添2のとおりとする。

(3) 留意事項

本確認事項は、特例措置を活用した沿道飲食店等の路上利用及び新制度における沿道飲食店等の路上利用に係る道路使用許可の申請に当たり、申請者が確認する事項を示したものであるが、通常これらの事項は事前相談において確認しているところ、申請者自らが沿道飲食店等の路上利用に当たってこれらの事項を確認している場合、申請者は都道府県警察への事前相談を経ることなく、道路使用許可の申請を行うことが可能であることを示すものである。

そのため、別添1及び別添2に掲げる事項を満たさない沿道飲食店等の路上利用であっても、都道府県警察への事前相談を行った上で道路使用許可の申請を行うこと、また、道路使用許可をすることは当然に可能であるという点に留意し、別添1及び別添2に掲げる事項を満たさないことをもって道路使用許可をしないということのないよう、厳に留意すること。

(4) 積極的な広報の実施

警察庁においては、国土交通省と連携し、下記2のとおり、国土交通省が運用している道路占用許可システムを活用した、道路使用許可の申請と道路占用許可の申請のオンラインによる一括受付を実施すべく、国土交通省の道路占用制度に係るホームページに上記と同様の内容を掲載していることから、本県警察においても、別添1及び別添2の確認事項の内容、これらの確認事項を満たす場合には警察への事前相談を行ったものとして道路使用許可の申請が可能であること、確認事項を満たさない場合には警察に相談することについて、警察のホームページ等を用いて、積極的に広報すること。

2 新制度における沿道飲食店等の路上利用に係る道路使用許可の申請と道路占用許可の申請の一括受付の実施

現在、国土交通省においては、直轄国道における道路占用許可については、道路占用許可システムにより申請をオンラインで受け付けている。直轄国道において、新制度における沿道飲食店等の路上利用がなされようとする場合においては、国土交通省の協力の下、同システムを活用し道路使用許可の申請（別添2の確認事項を満たすもの、又は同確認事項を満たさないものの事前相談を実施済みのものに限る。）及び道路占用許可の申請のオンラインによる一括受付を実施しているところである。

道路占用許可システムを活用した一括受付の事務処理フローは別添3のとおりであり、具体的には、道路占用許可システムで受理した道路使用許可の申請に係るデータを国道事務所等が警視庁及び道府県警察本部交通規制課へ電子メールで送付し、当該電子メールを受信した警視庁及び道府県警察本部交通規制課が道路使用に係る場所を管轄する警察署へ送付することとなる。

そのため、交通規制課においては、国道事務所等とのデータの受渡し等について、所要の検討・調整を行うこと。

3 道路管理者と連携した事前相談の円滑化

新制度における沿道飲食店等の路上利用であって、別添2の確認事項を満たさないものについては、申請者の要望等を踏まえつつ、事前相談の早期の段階で、実施主体・警察・道路管理者が一堂に会する場を設け、道路管理者と連携した事前相談の円滑化を図ること。

4 消防機関への情報提供

新制度における沿道飲食店等の路上利用について、その事前相談や道路使用許可の申請を受けた場合、当該道路使用が行われることにより、消防機関の緊急自動車の通行に支障が生じるおそれがあるものについては、関係する消防機関に対し、道路使用の場所や機関等の情報を適切に共有すること。

5 その他

本件については、国土交通省道路局路政課長から各地方整備局長等に対し、「沿道飲食店の路上利用に係る道路占用許可申請及び道路使用許可申請の一括受付について」（令和2年12月18日付け国道利第30号、別添4）が発出され、また、総務省消防庁消防・救急課長から各都道府県消防防災主管部長等に対し、「歩行者利便増進道路制度等に係る警察機関との連携について」（令和2年12月18日付け消防消第304号、消防予第397号、別添5）が発出されていることから、参考までに送付する。

担当 交通規制課 規制第二係

特例措置を活用した沿道飲食店等の路上利用に係る確認事項

申請者	沿道飲食店等の路上利用に伴う道路使用は、以下のいずれかの者が一括して申請するものであること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体又は道路協力団体 ・ 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等 ・ 都市再生推進法人又は地域再生推進法人等 ・ 地方公共団体が支援する沿道飲食店等の路上利用の実施主体（商店街振興組合、商工会等を含む。） 	
合意形成	沿道居住者等の合意形成を図っていること。	
路上利用の日時等	例えば、通勤・通学に使用される道路では、通勤・通学ラッシュ時間帯を避けるなど、交通頻繁な時間帯・道路で実施していないこと。	
路上利用の場所	仮設施設は、次の場所に設置していないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交差点、道路の曲がり角、横断歩道及び自転車横断帯に接する道路の部分とその前後 5 m 以内 ・ 踏切、電車バス停留所から 10m 以内 ・ 駐車場等の自動車用出入口から 3 m 以内 ・ 消火栓、指定消防利水の標識の位置、消防用防火水槽の吸水口・吸管投入孔から 5 m 以内 ・ 火災報知器から 1 m 以内 ・ 不特定多数の人が集まる施設の出入口付近 	
安全対策の内容	緊急車両通行のための有効幅員を確保していること。	
	仮設施設は、利用客が多数集まる等など、一般交通への妨害や交通上の危険を生じさせないものであること。	
	利用客が滞留するおそれがある場合は、整理誘導等の必要な措置を講じていること。	
路上利用の方法	仮設施設は、道路の民地寄りの路端に設置していること。ただし、歩道が設置されている場合で、交通上支障がないと認められるものについては、歩車道の境界寄りに設置することができる。	
	テラス営業を目的とした申請の場合、利用客が許可された範囲を超えて利用しないよう、テーブル、イス等を配置していること。	
	道路標識、信号機等の見通しを妨げるような場所に設置し、又はその見通しを妨げるような方法で設置していないこと。	
	音響装置を設置する場合は、緊急自動車のサイレン音、視覚障がい者用信号音、その他交通の安全と円滑を図るために鳴らされる音の聴取を妨げない音量であること。	
	営業上必要な仮設施設の設置時間は、店舗の営業時間内とし、その他の時間帯については、交通の妨害とならないような方法で整理を行っていること。	
有効残余幅員	歩道上の場合	交通量の多い場所は 3.5m 以上、その他の場所は 2.0m 以上の歩行空間を確保していること。 上記以外に、視覚障がい者用点字ブロックの利用に支障がない幅員を確保していること。
	歩道がない場合	路側帯が設置されている道路については、原則、路側帯内に 1.25m 以上の歩行空間を確保していること（歩行者用道路の交通規制が行われている道路を除く。）。 （注）路側帯の設置されていない道路で実施したい場合は、個別に相談ください。
迂回路の設定	車両等の通行止め規制の実施が見込まれる場合や多数の人手が見込まれる場合は、予想される交通量を処理できる迂回路を確保していること。	

注：本確認事項は、特例措置を活用した沿道飲食店等の路上利用に係る道路使用許可の申請に当たり、申請者が確認する事項を示したものであるが、通常これらの事項は事前相談において確認しているところ、申請者自らが沿道飲食店等の路上利用に当たってこれらの事項を確認している場合、申請者は都道府県警察への事前相談を経ることなく、道路使用許可の申請を行うことが可能であることを示すものである。

他方、これらの確認事項を満たさない場合であっても、道路使用許可をすることは可能であるため、都道府県警察に相談するよう促すこと。

また、これらの確認事項を満たす場合であっても、交通への支障等の観点から、申請内容の補正等を求める場合があることも説明すること。

新制度における沿道飲食店等の路上利用に係る確認事項

合意形成	沿道居住者等の合意形成を図っていること。
路上利用の日時	例えば、通勤・通学に使用される道路では、通勤・通学ラッシュ時間帯を避けるなど、交通頻繁な時間帯に実施していないこと。
路上利用の場所	利便増進誘導区域内に設けられるものであること。
安全対策の内容	利用客が滞留するおそれがある場合は、整理誘導等の必要な措置を講じていること。
路上利用の方法	テラス営業を目的とした申請の場合、利用客が許可された範囲を超えて利用しないよう、テーブル、イス等を配置していること。
	道路標識、信号機等の見通しを妨げるような場所に設置し、又はその見通しを妨げるような方法で設置していないこと。
	音響装置を設置する場合は、緊急自動車のサイレン音、視覚障がい者用信号音、その他交通の安全と円滑を図るために鳴らされる音の聴取を妨げない音量であること。
	営業上必要な仮施設の設置時間は、店舗の営業時間内とし、その他の時間帯については、交通の妨害とならないような方法で整理を行っていること
迂回路の設定	車両等の通行止め規制の実施が見込まれる場合や多数の人手が見込まれる場合は、予想される交通量を処理できる迂回路を確保していること。

注：本確認事項は、新制度における沿道飲食店等の路上利用に係る道路使用許可の申請に当たり、申請者が確認する事項を示したものであるが、通常これらの事項は事前相談において確認しているところ、申請者自らが沿道飲食店等の路上利用に当たってこれらの事項を確認している場合、申請者は都道府県警察への事前相談を経ることなく、道路使用許可の申請を行うことが可能であることを示すものである。

他方、これらの確認事項を満たさない場合であっても、道路使用許可をすることは可能であるため、都道府県警察に相談するよう促すこと。

また、これらの確認事項を満たす場合であっても、交通への支障等の観点から、申請内容の補正等を求める場合があることも説明すること。

国土交通省の道路占用許可システムを活用した一括受付における道路使用許可手続の流れ

